

令和4年3月定例教育委員会 会議録

3月定例教育委員会を令和4年3月16日（水）午前10時 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹藤村課長補佐 山田統括
長谷川指導主事 加藤指導主事

【文化スポーツ課】 山本課長 日比野課長補佐

【歴史まちづくり課】 中村課長 加藤課長補佐

【子ども未来課】 上原課長 青山課長補佐

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

◆次 第

1 開会

2 教育長報告

(前回会議録の承認)

3 付議事件の審議

第38号議案 犬山城調査整備委員会の委嘱について

第39号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

第40号議案 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について

第41号議案 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について

第42号議案 犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱について

第43号議案 犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について

第44号議案 犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則等の一部改正について

第45号議案 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

第46号議案 犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会規則の制定について

第47号議案 犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について

4 通信及び請願

5 協議・連絡

(1) 後援名義使用承認に関する報告

- (2) 令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
- (3) 令和4年度教職員定期人事異動に係る事項について
- (4) 令和4年2月議会について
- (5) 令和3年度犬山市教職員退職辞令伝達式について
 - 日時 令和4年3月31日(木) 午前10時00分より
 - 場所 犬山市役所2階 205会議室
- (6) 令和4年度犬山市教職員辞令伝達式について
 - 日時 令和4年4月1日(金) 午前9時45分より
 - 場所 犬山市役所2階 205会議室
- (7) 「犬山の教育施策2022 学びの学校づくり」について
- (8) 「青少年問題協議会報告会」について
- (9) 4月・5月行事予定表について

6 自由討議

7 その他

8 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より3月定例教育委員会を開催します。
教育長報告	
教 育 長:	<p>皆さんおはようございます。つい先日まで雪が舞っていて、今年は寒い冬だと思っていたのですが、ここ数日、本当に春めいてまいりまして、鶯の稚拙な鳴き声といいますか、生まれたばかりの子どもの鶯が、精一杯鳴き声を発している状況を見て、やっと春が来たんだなということを感じているこの頃であります。コロナの方も、全国的には、新規感染者の数が少しずつ減ってはいるようでありますけれども、犬山市の様子を見ても横ばいで、このまま本当に、21日でまん延防止を解除してもいいのかなという心配がありますけれども、経済活動を立て直していかなければいけないという状況はわかるわけありますけれども、おそらく東京が解除するとなると、愛知も解除された後は、当然ながら、皆さん歓送迎会のシーズンになってまいりますので、お酒も入れば、ちょっとしたが緩んでくる状況が生まれて、また感染者が増えてくる、そんな事態が生じてもいけないなということをちょっと心配しております。ここ数日毎日のように、幼保小中、子ども達の感染報告が届いてきております。ただ幸いなことに、重症化せずに、或いは学校でクラスターを起こすこともなく、大事に至らずに収まっているのは、不幸中の幸いかなという気がするわけありますけれども、こんな状況が本当にいつまで続くのかということで、先が見えない、そんな毎日であります。今日は、令和3年度最後の定例教育委員会であります。人事が中心で、あとはさっと思っていたのですが、要項を見ますと非常に盛りだくさんで、こ</p>

	<p>れはちょっと大変だなということを思っています。堀委員におかれましては、令和2年度、令和3年度の2年間ですけれども、事務協の会長という大役を無事お務めをいただいて、昨日の事務協で一区切りということで、本当に2年間ありがとうございました。お疲れ様でございました。犬山市教育委員会の代表として、会長職をお務めいただいたことに敬意を表すと同時に感謝をしたいと思います。</p> <p>早速始めさせていただきますが、一つだけ断っておきます。今、議会中で、通常ですと委員会が10時からスタートをされますが、この委員会が開かれますと、民生文教委員会の方に部長、課長が出なくてはなりません。今日はたまたま11時にその会が開かれるということで、その間は、この定例教に出られる状況でありますので、今は出ておりますけれども、時を見計らいまして、11時10分ほど前のところで、一度休憩を取らせていただいて、換気をすると同時に、部長、課長については、そちらのほうへ向かっていただきますので、ご了解をいただきますようによろしくお願いいたします。それでは、ただいまから令和4年3月の定例教育委員会の方を始めさせていただきます。今、前回の定例教の会議録の署名が回っていると思いますので、さっと目を通していただいてご署名をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第38号議案</p> <p>第38号議案「犬山城調査整備委員会の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
中村課長:	<p>この案を提出いたしますのは、犬山城天守及び史跡犬山城跡に関する事項について調査・審議するため、犬山城調査整備委員会を委嘱する必要があるからです。2ページ目、委員の名簿でございます。6名を委嘱したいというところでございます。委員会は年3回程度です。本委員会の女性の比率としましては0というところでございます。こちらは、以前まで天守の修理委員会と城郭の調査委員会というものがございましたが、そこで長年委員をお務めいただいた先生方が、1から5番までの先生でございますので、こちらには新規とございますけれども、そういう意味では、継続という形になります。あと、西方委員につきましては、地盤の専門家ということで今回改めて新規でご加入をいただきました。</p>
教 育 長:	<p>お名前が6名上がっておりますけれども、皆さんそれぞれに、これまで犬山城に関わる委員会にお力添えを賜った方ばかりでございます。今回新たに調査整備委員会が組織をされるということで、お名前が上がっておりますけれども、何かこれについてご意見ご質問はありますか。特にご異論ないようです。</p> <p>では、第38号議案「犬山城調査整備委員会の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>

教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第39号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第39号議案
教 育 長:	第39号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局お願いします。
山本課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市スポーツ推進委員の委嘱をするため必要があるからです。犬山市スポーツ推進委員は現在21名でございますが、今月31日に16名の方が、来月13日に1名の方が任期満了となります。今回はこれら計17名の方の再任をお願いするものです。2ページをお願いします。委嘱をお願いするのは、仙田逸二他記載の皆様です。3ページをお願いいたします。今回議案として上程いたします委員の方の委嘱をお認めいただいた場合の全体の委員の名簿です。男女比率は男性61.9%、女性38.1%です。4ページをお願いいたします。こちらには、スポーツ推進委員の主な活動、関係法令を記載してございます。
教 育 長:	スポーツ推進委員ということでありましてけれども、長い方ですと、もう20期を迎えられる。任期が2年ということは、40年関わってきていただいているということでありましてけれども、皆さん再任ということで、17名のお名前が上げられております。これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。 では、第39号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第40号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第40号議案
教 育 長:	第40号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について」、事務局お願いします。
山本課長:	この案を提出いたしますのは、事務分掌の見直しのため必要があるからです。改正の内容についてご説明いたします。3ページ新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第3条第1号、第2号に規定いたします、文化スポーツ課の事務分掌の改正となります。主なところをご説明いたします。改正後のソにあります教育振興事業基金につきまして、新規事業ではありませんが、所掌事務を明文化するために新たに規定しました。またその他の改正については、現状の業務に合わせ現時点で見直し、用語の整理などを行ったものです。2ページにお戻りください。この規則は令和4年4月1日から施行するものです。
教 育 長:	教育委員会の事務局規則の一部改正ということで、実情に合わせていったという内容ですが、これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にご異論ないようです。

	では、第40号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第41号議案の審議に入ります。
	第41号議案
教育長:	第41号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」、事務局お願いします。
山本課長:	この案を提出いたしますのは、専決事項の見直しのため必要があるからです。改正の内容についてご説明します。3ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第2条第4号に規定しています文化スポーツ課長の専決事項の改正となります。第2条第4号のウにて、既に用途廃止しております市民プールの記載がありますので、市民プールを削除するとともに、その他用語の整理のため、所要の改正をするものです。2ページにお戻りください。この訓は、令和4年4月1日から施行するものです。
教育長:	今説明があったとおりであります。これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。 では、第41号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第42号議案の審議に入ります。
	第42号議案
教育長:	第42号議案「犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この案を提出しますのは、今、お願いしています学校医の任期満了に伴い、後任者を学校保健安全法第23条の規定により委嘱する必要があるからでございます。次ページをお願いいたします。市内14校と犬山幼稚園の校医です。校医につきましては、特に任期を設けておりませんが、尾北医師会に推薦を依頼しまして、申し合わせにより2年任期でお願いしているところです。特に今までと変更なく、そのまま受けていただけるということで、変更はございません。
教育長:	市内幼小中でありませけれども、令和4年、5年度の校医さんの関係であります。今年度と変わらずに継続してお願いするという提案ですが、これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。 では、第42号議案「犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。

教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第43号議案の審議に入ります。
	第43号議案
教 育 長:	第43号議案「犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について」、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出いたしますのは、行政手続きに係る押印を廃止するため、規則の一部を改正する必要があるからでございます。2ページをご覧ください。こちらの方で、様式の中で「印」と示したものがございます。そこの記載の部分を削除させていただくものです。
教 育 長:	これは全国的な流れとして、押印をできる限り省略していこうということで、犬山市でも市民サービス向上に取り組んでいるところであります。いろんな書類が印鑑をなくしていこうという流れできておりますが、その一環でもあります。これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。 では、第43号議案「犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第44号議案の審議に入ります。
	第44号議案
教 育 長:	第44号議案「犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則等の一部改正について」、事務局お願いします。
山本課長:	こちらは第43号議案と同じになりますけれども、行政手続きに係る押印を廃止するため、文化スポーツ課所管施設の規則を改正するものです。いずれも使用料を還付請求する際に用いる様式の押印欄を削除するものです。
教 育 長:	教育委員会の出先機関というのは、様々な施設があるわけですが、ここに書かれておりますいろんな施設の押印を、これも廃止するということでもあります。これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にご異論ないようです。 では、第44号議案「犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則等の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第45号議案の審議に入ります。
	第45号議案
教 育 長:	第45号議案「犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」、事務局お願いします。
中村課長:	先の2つと同じく、押印廃止の関連の条例改正の議案となっていま

	<p>す。次ページをご覧ください。様式第2及び第4は様式の変更で、「犬山市教育委員会」という名前を入れるということになりますが、様式第5は「印」を削るという内容です。それぞれ使用許可書、使用変更取消許可書で、押印を廃止するのが観覧料還付申請書という様式のものとなっております。</p>
教 育 長:	<p>これも押印廃止に関わる規則の一部改正であります。これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。</p> <p>では、第45号議案「犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第46号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第46号議案</p> <p>第46号議案「犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会規則の制定について」、事務局お願いします。</p>
中村課長:	<p>この案を提出いたしますのは、犬山市ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会を設置するため必要があるからです。新旧対照表によりご説明させていただきます。別表第2、この裏面ですが、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会を加えます。こちらは犬山市教育委員会の諮問に応じまして、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画の策定に関する事項について審議するものです。人数は8人以内で、任期は審議期間中ということでございます。</p>
教 育 長:	<p>池野地区にヒトツバタゴの自生地があるわけではありますが、その保存活用計画を策定する委員会を組織するにあたって、規則を作るという提案であります。これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。</p>
田中委員:	<p>自生地のところは、車で通る度に、看板は立っているけど、車を止めるところがないな、駐車場があるといいなと思いつつ見ているんですが、例えばその活用というところは、観光向けに整備する。例えば、駐車場を作るとかそういうような趣旨の話なのか、どういうふうになるのかというところを少しお伺いしたいと思います。</p>
中村課長:	<p>まず文字どおり、天然記念物ですので文化財です。この文化財を適切に保存活用して、後世にしっかり残していくことを目的とした保存活用計画を策定するというところです。まず今年度で、自生地を公有化しました。今までは、人の土地の天然記念物を市が管理していましたが、今後は市としてやっていきます。それに当たりまして、まず足かけ3年かけて、この保存活用計画を策定するというところになります。なので、自生地がいかにかその環境的にだとか、そういったことで、今後きちっと管理ができていけるのかということが、まずメインの計画になりますけれども、今ご指摘のような、どのようにして活用していくのかという面で行くと、例えばどのように動線を確保して、見ていただくのかと</p>

	<p>というようなことが中心になりますし、広くいくと、例えばハイキングコースの一部に使ってもらおうだとか、そういったこともこの計画の中では議論されることになります。今、具体的にあった駐車場ですけども、やはり環境保全が第一になりますから、直接近くにまで乗りつけるということは、多分もう今の段階でも可能性としては低いというより、ないだろうと考えています。あとトイレの問題なども、たびたびご指摘は受けますけども、まずは自生地としての環境保全を最優先に考えて、環境整備を進めていくという議論になります。ヒトツバタゴの咲いている期間は、用水のところ特別に駐車場を借りて、そこで止めていただいて、あとは歩いて行っていただくようなルートを確認していますから、ぜひそういったところをご利用いただけるといいと思います。</p>
教 育 長:	<p>今説明があったとおりです。今後、田中委員からもご質問があったようなことも含めて、どのように整備をしていくかということですが、まずは、これを守るというのが第一であります。観光が最優先ではないという、現時点での考えでありますけど、今後、この委員会ですらんなことが議論されていきますので、そういうところで、また、いろんな方向が示されるのではないかなと思います。他よろしいですか。</p> <p>では、第46号議案「犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会規則の制定について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第47号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第47号議案</p> <p>第47号議案「犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
中村課長:	<p>この案を提出いたしますのは、犬山市文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるので。2ページをご覧ください。委員のお名前を、こちらに上げさせていただきました。4名、お願いをさせていただいております。すべて継続という形です。もう長く大変お世話になっている先生ばかりでございます。こちら審議会の開催は年2回を予定しております、女性の比率としては、0というところでございます。</p>
教 育 長:	<p>4名の方すべて学識経験者ということで、経験も豊富で、それぞれの専門分野で活躍をされてみえた方でありまして、現在も、今の審議会の委員としてお務めをいただいている方ばかりであります。これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。</p> <p>では、第47号議案「犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。

	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長:	資料No.1をご覧ください。犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業報告です。令和4年2月8日から3月2日承認分となります。全体で4件ございます。そのうち3件が継続、1件が新規となります。新規事業についてご報告をいたします。「青もみじコンサート」主催者ラインの里創作館、開催日時令和4年4月24日日曜日、場所寂光院、目的ですけれども、市民とともに新緑の香りを浴びながら快い音楽の場を共有する。参加者100人、参加費100円となっております。
教育長:	今説明があったとおりです。4件ありますが、特によろしいですか。では次にいきます。 「令和3年度要保護及び準要保護等児童生徒の認定について」、事務局お願いします。
大黒課長:	資料No.2でございませけれども、次ページをお願いいたします。今回、(1)要保護及び準要保護や(3)特別支援教育就学奨励費は、申請はございませんでした。(2)新入学準備金について、1名申請がございましたので認定とさせていただきます。
教育長:	新入学準備金については、1名の申請があつて1名認定をしたということで、もれた申請者はなかったのよかったですと思いますけれども、これについて何かありますか。特にないようです。では次へ行きます。 「令和4年度教職員定期人事異動に係る事項について」、事務局お願いします。
長谷川主事:	昨日の3月15日付で、愛知県教育委員会より、令和4年度教職員定期人事異動につきまして内示があり、丹葉地方教育事務協議会にてご承認いただきましたので、ご報告をさせていただきます。詳細につきましては、本日お配りしました資料のとおりですので、ご確認お願いいたします。
教育長:	前回の定例教の折に、内々示の段階のものをお示しをして、昨日、正式に県の方から内示が出たということで、事務協で一応確認をしたわけですが、これをそれぞれの市町でご覧をいただいて、市町の教育委員会が承認をすると、その結果をまた、県の方に報告をしなくてはなりませんので、特にご覧をいただいて、大きな何か問題があるような部分があれば、ご指摘をいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。委員の皆さんのご承認をいただいたということで、また次の報告の方へ移っていただくようお願いいたします。では次へいきます。

	「令和4年2月議会について」、事務局お願いします。
中村部長：	<p>それでは、2月議会について、経過報告という形になります。本日、11時から民生文教委員会が行われますが、昨日までで、議案に対する質疑が終わっていて、概ね、原案可決される見込みであります。提出をしております議案については、学校教育課の関係で、楽田小学校の体育館等の整備基金の条例の廃止、それから、教育委員の任命、この2議案。そして歴史まちづくり課が1議案、附属機関設置条例で、先ほどのヒトツバタゴの保存計画策定委員会の件です。それから、子ども未来課が6議案、手数料条例ですとか、幼稚園条例の一部改正を提出していますが、冒頭申し上げましたように、11時からの討議、討論、採決で、概ねお認めをいただける方向にあります。その他、2月議会は、補正予算とそれから令和4年度の新年度の予算も計上させていただいていますが、これについても質疑が終結しておりまして、お認めいただける方向と感じております。これが議案関係です。それから一般質問も合わせて行われておりまして、いつもの定例教ですと事前にお配りをしておりますが、今回、すいません、当日資料をお配りした関係もありますので、ちょっと紹介だけさせていただきます。No.4の資料の一般質問答弁内容一覧表に基づきまして、主に件名のみ紹介させていただきます。中村議員からは、五郎丸地区のまちづくりということで、五郎丸地区の「山の子社」こういう地域の文化財の保存に対するご質問をいただきました。それから、学習環境整備ということで、小学校高学年の教科担任制についてのご質問、それから施政方針の中から、南小学校の改修事業の進捗状況が、質問としてされております。柴田議員です。木曾川うかいについて、ご質問をいただいています。これは文化財の関係です。それから不登校への支援体制の強化ということで、新しい居場所の新ゆう・ゆうの関係のご質問。それから小中学校の施設整備ということで、プールのあり方、それから公立学校の入試制度ということで、令和5年度入試から入試制度が変わることに対するご質問です。次に大井議員からは、犬山城の黒門の復元、木造かというご質問です。次に諏訪議員は、小規模特認校への移行について、どういう制度でどういうふうにやっていくのかというご質問。玉置議員は、子ども未来園の入園制度についてのご質問で、今どうしているか、AIを導入するというのはどうかというご質問です。大沢議員は、施政方針から、城東小学校城東中学校の大規模改修事業についてのご質問がありました。それからキッズパーク構想ということで、子ども未来課が担当している早期にキッズパーク構想は展開できないかというご質問です。長谷川議員は、電動アシスト自転車の助成についてのご質問、ご提案。小川議員が、はぐみんカードの啓発普及についてのご質問。丸山議員は、先生の働き方改革についてということで、4つの要旨でご質問。水野議員は、オーガニック学校給食の取り組みについてのご質問。久世議員は、10万円給付に関する所得制限についてということで、市の考え方についてのご質問と、犬山城の整備をもっとス</p>

	<p>ピーディーにやれないかというご質問。ビアンキ議員は、学校のコロナの陽性について、保護者にどういうふう周知をしているか、もっと情報を出したらいいのではないかとご質問。吉田議員は、城東小学校の遠距離登下校の時のトイレの状況についてのご質問。それから、国語教育日本一を目指す取り組みの内容について。岡村議員は、新型コロナの関係で、子どもたちへの支援についてと、それから小中学校のトイレに、生理用ナプキンを置いたらどうかというご質問。最後岡議員は、子ども未来園に関係することがすべてで、羽黒地区の子ども未来園のより良い構想・検討についてということで、再質問を含めて5つの質問をいただいています。ほぼ件の紹介のみですが、最後に率を紹介させていただきます。今回は、件名だけでいうと44%。いつも30%、これまで多くても35%ぐらいでしたが、子ども未来課の件数が多く、結構ご質問いただいています。</p>
教育長:	<p>教育についてご質問されない議員さんの方が少ないぐらいでありました。議長除いて18名の方が、質問に立たれるわけでありましてけれども、ずっと見ていただきますと、ほとんどの方が教育についてご質問されてみえます。今回、部長に限らず、子ども・子育て監も答弁台に随分立つ機会がありました。一応このような形で答弁をしたわけでありまして。また何かお気づきの点があればお尋ねをいただいたり、ご指摘をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。では次へいきます。</p> <p>「令和3年度犬山市教職員退職辞令伝達式について」「令和4年度犬山市教職員辞令伝達式について」、併せて事務局お願いします。</p>
長谷川主事:	<p>令和3年度犬山市教職員退職辞令伝達式につきまして、記載のとおりですが、事務局、それから退職予定者、それから校長で実施する予定であります。続きまして令和4年度犬山市教職員辞令伝達式につきましても、事務局、それから校長のみで、昨年度同様の形で実施するという予定でありますので、よろしく願いいたします。</p>
教育長:	<p>退職辞令伝達式は3月31日10時から、新しくおいでをいただいた方等の辞令伝達式は、4月1日9時45分からです。4月の辞令伝達式は、これで3年目になりますか。教育委員の方にはご出席をいただかないという形をとっておりますけれども、また時期を見て、コロナの状況が落ち着いたら、委員の皆さんにもご出席をいただくことになると思いますけれども、今回の令和4年度の辞令伝達式については、特にお出でをいただく必要がないということで、進めさせていただきますのでご了解ください。</p> <p>では、ここで一区切りを付けて、部長、課長は次の委員会の方へご移動をお願いします。休憩に入ります。</p>
教育長:	<p>休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。初めに、先ほど2月定例会の一般質問の答弁内容をお知らせしましたが、一部訂正があるようですので、子ども未来課の青山補佐から説明があります。</p>

青山補佐:	資料No.4、最後のページの岡議員の一般質問と答弁内容です。一番上の枠ですけれども、答弁内容の最初の白丸、財政負担についてと書いてありまして、民間事業者が建設、運営した場合、イニシャルコスト、ランニングコスト共に、国が2分の1、県が4分の1と書いてありますが、この県の4分の1は、実際はなかったということですので、一応子ども未来課としましては、閉会日に訂正をさせていただくつもりですので、よろしく願いいたします。
教育長:	県は4分の1出してくれないそうでありますので、これを削っていただきたいということでもありますので、よろしく願いします。
田中委員:	削るということは、市が2分の1になるということですか。
青山補佐:	市の4分の1は変わらなくて、事業者が4分の1負担するということになります。
教育長:	よろしいでしょうか。では次へいきます。 「犬山の教育施策2022 学びの学校づくりについて」、事務局お願いします。
高木主査:	前回と同様、赤文字が昨年からの変更になっております。前回ご指摘いただいた3ページの読解力向上プログラムのところですが、少しわかりにくいということでしたので、少し文章の方を改めさせていただきました。前回は見え消し部分がありましたけれども、そちらの方は削除して、体裁を整えて提案をさせていただきました。今後の予定としては、こちらの方をお認めいただいた後、概略版の方を作成して、次回の定例教でまたお示しできたらと思っております。
教育長:	ご指摘をいただいたことについては検討し、手を加えております。どこからでも結構でありますので、お気づきの点がありましたら、ご指摘をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。
堀委員:	2ページの学ぶ環境を整えますのイ、少人数学級編制というところですが、中学校には市費負担教員を採用するとともに、校務分掌を工夫するなどの学校努力で、学級担任を増やすというのは、努力をする学校は増えるけど、努力をしないところは増えないというふうに思ってしまうんですけど、どういう意味なのか教えてください。
高木主幹:	小学校については、学級増する場合は、学級担任を1人増やせば、1人教員を充てがえば、学級増できますけれども、中学校については、学級1人担任を増やしても、各教科が足りなくなるので、そうではなくて、足りない教科を市の方で充てます。その代わりに、担任やっただけの方については、各学校で担任を1人、県費の方を担任していただくように、校務分掌等を配慮しながら、担任業務のできる人を1人作ってくださいということになります。だから、努力してないところが35人学級ができないというわけではないのですが、うまく伝わりませんか。
堀委員:	この文書だけですと、学校努力でとなっているので、努力するかしないかで、それぞれの学校で違ってくるといいうるのですか。

<p>教育長:</p>	<p>学校の実情が違うので、例えば、学校の規模によって教員の数が違います。例えば犬中ですと、大きな学校ですので人員が結構いますけども、東中だとか南中、少し小ぶりになると、教員の絶対数が少なくなってしまいます。そうすると、例えば小さな学校で、教科専門だった方に担任をやらしてもらおうと思うと、教科の指導する時間を減らさなければならぬ。学級担任の分の労力を要するものだから、教科が指導できなくなった。そうすると、その教科の人間については市で非常勤を配置しますよというようなことで、いろいろ学校で練っていただきましたけれども、来年度対象は、犬中の2年3年、城中3年、東中の2年生と、この4学級が、ちょっと大きめの学級だから、少人数学級にできないかということで検討してもらいました。あまり大きな声で言えないですけど、4つ全部やるとちょっとパンク気味なんです。とりあえず来年度については、犬中の3年生と東中の2年生については、やろうと。本来は、犬中2年生、城中3年生についてもやって欲しかったのですけれども、これをやるとなると、今の体制では学校もちょっと困る。まずはとにかく緩やかに、犬中3年と東部中2年をやっておいて、段階的にその次の年には、対象学級が増えても対応できるように、来年1年考えて検討していくということで、多分学校努力でという言葉が入っているものだから、努力しない学校はできないのかと取られてしまいそうなので、学校努力というのは切ってもいいかもしれません。いろんな読み方があって、学校努力をしてないと思われてもいけないものだから、消しても意味は通じるし、誤解は与えないですね。</p>
<p>田中委員:</p>	<p>同じところで、この表現、この短い文章で書くのはおそらく無理なので、多分工夫とか努力という言葉になっていると思うのですが。今の時点で先ほど教育長がおっしゃったように、2年計画ということであれば、そこまで書いた方がむしろわかりやすいのではないですか。</p>
<p>教育長:</p>	<p>書いたことはいいけどやれなかったとなるといけないので、検討をするということならいいかもしれないです。</p>
<p>田中委員:</p>	<p>小学校は「行います。」とちゃんと止めてあって、中学校は「目指します。」というのも、すごく気になって、結果やらないこともあり得るということのほうがやっぱり気になるので、目指すのであれば、書かない、どうなるかわからないからここで終わっておいたほうがいいのか。あとは先ほど教育長がおっしゃった、この1年で犬中2年、城中3年のところをできるような工夫というのは、例えば具体的に言うと、1年かけてできることはどういうことになりますか。</p>
<p>教育長:</p>	<p>極論を言うと、国、県が一学年ずつ少人数学級を増やしていきます。そうすると、来年度については5年6年かな。だから今4年生に配置している小学校の常勤講師を必要なくなってしまうから、その人数分の経費を、中学校の非常勤講師に充てるとすると、中学校への配置が可能になりますので、中学校の少人数学級がしやすくなるという環境ができるということです。やれるように検討してもらおうつもりでおります</p>

	<p>が、その辺り、明記してあって、やれなくなってしまったというところと困るところもありますけど、学校現場にはできるできないではなくて、どうしたらできるか考えるように言ってありますので、その辺りやれるようにはしたいなと思いますけれども、今ご意見があったので、ちょっとまた検討します。</p>
田中委員:	<p>表現はこれにして、各学校の中で、保護者とか市民の方から質問があれば、そういう話を具体的に、国との関係でとかという話はすればいいのか、どうなんだろうなと思いますけど。</p>
教育長:	<p>わかります。学校努力という言葉と、目指しますという辺りがちょっと気になるようでありますので、この辺りを少し検討をして、ご理解がいただけるような表現の工夫をしたいと思います。他はどうですか。</p>
小倉委員:	<p>質問ですけど、3ページのところで、学校間ネットワークは、以前は栗栖と今井と池野と、3つの学校が交流されていましたが、今は栗栖と今井だけで、池野は繋がりは切れてしまいましたか。</p>
高木主幹:	<p>そうですね。今は2校でやっています。</p>
教育長:	<p>今、池野小学校はちょっと子どもの数が増えてきています。これをやりかけた頃というのは、まだそんな状況を予測してなかったもので、池野小もそのままでいくと、今井、栗栖に近いような規模になっていくのではないかと。そうなった時に小規模校同士で、テレビ会議だとか、合同授業だとか、インターネットでできるといいということで、検討を進めていただいたのですが、現状として、池野小学校は思ったよりも少し膨らんできたものですから、単独でも運営はしていけないことはないということで、おそらくこの三校間のネットワークから少し外れていると思っています。</p>
小倉委員:	<p>尾張富士の下のところに、新しい団地ができたから増えたのですね。その子達が卒業すると、また減りますね。</p>
教育長:	<p>多分ピークが過ぎたら。ひどい話が、城東小学校は令和9年度には、新一年生が29人。ということは、令和3年度に生まれた子どもの数で、城東小学校へ通うだろうという子が29人です。だから、城小、城中は今後、毎年のように学級が減って行って、大変な状況が出てくるのではないかと考えています。城小、城中に限らず、子どもの数は全国的にそうなんです。それこそベビーブームの頃は、1年に200万という出生数がありましたが、この前見たら、85万人だったですかね。大体僕の頭の中は、年間100万人。だいたいこれまでの流れからいくと、犬山では1学年700人。だから9学年で6300人が犬山の小中学生の数だと頭の中にあっただのですが、もう700を切ってしましまして、600幾つ。そのうちに数年経つと、500、400と大変な状況が多分、全国各地で見られてくるかなと思います。他に何かありますか。かなりの分量ですので、またここでお認めをいただいた後は、縮刷版といいますか、これを凝縮したものを、また作成に取りかかる予定でおりますが、</p>

	またそれも、ここでご協議をいただくことになると思います。
小倉委員:	9ページですけど、前回もお話させてもらったハラスメントの窓口ですけど、このハラスメントの窓口というのは、子どものためのハラスメント相談窓口なのか、それとも、子どもだけに限らず、保護者が困っていることとか、教員が対教員に対してとか、そういう困っていることも相談できる窓口なのか。主体はどこにあるか教えていただきたいです。
教育長:	子どもが被害になる場合があるし、子どもの被害を親が認知してということもあるし、親が被害に合うこともあるし、教員が被害に合うこともあるけれども、対象は何かということですよ。
小倉委員:	先生が、例えば、親からのハラスメントとか受けた時に、ここに相談していいのか、先生が他の仲間の先生に何かあった時に相談していいのか、これは子どものことだけを相談するところですか。
教育長:	基本的には、米印の38をご覧くださいと、令和3年度から各学校で明文化し、複雑化・多様化する児童生徒の課題をいち早く掘むための手法とありますので、優先的には児童生徒であります。ただ中には、先生・保護者の方も、それに似たような被害を受けていて、どこにも相談するところがないということであれば、かけていただければ、そこから、相談、ご案内をすることができるので、それに限らず、あまりそんな相談はない方がいいのですけれども、万が一あれば、それはここへ連絡をしていただいても構わないというふうには思いますけれども、基本的には、児童生徒の被害のことを言っていますけれども、児童生徒に限らず、保護者や教職員にも広めるということあまり限定しないで、何か問題があったら教えてね。そこで対処できれば対処するけれども、そこで対処しきれないようであれば、またその関連の部署へ取り次ぎをさせていただきますよということも含んでいるというふうに、私は理解しておりますけれども、それについて何かありますか。
小倉委員:	いえ、私が引っかかっているのは、より多くの目で子どもを見るという文章が、どこにかかっているのかというのがすごく気になっていて、先生が学校の中で困っていることをここに相談をしてもいいよ、保護者も、例えば近所に住んでいるお子さんの様子がおかしい、家でハラスメントを受けてないかなとか、そういう、何でも相談してもいい場所になりましたよと、誰が相談をしてもいいよというのが広がったよということを書きたいのかなと。それに対してより多くの目で子ども達を見守りますというのは、そしたらもう、相談できることは子どものことで、いろんな人が子ども達を見ますよという文章であれば、これは正しいかなと思いますけど、そうではなくて、先生が先生の相談をしてもいいよというふうだったら、この文章は一度切って、別な文章にしたほうがわかりやすいのかなと思いますけど、どうでしょう。
教育長:	今ご意見があったので、またちょっと内部で検討をしたいと思います。基本的には、一番はやっぱり子ども、児童生徒でありますけれども、

	<p>ひょっとしてどこに相談していいかわからないという方がみえたら、1人で悩んでみえるのではなくて、ご相談をいただければ、関係部署に繋いで、早期に対応していきたいという気持ちはありますけれども、ここで言うと、今おっしゃったような文章の読み方として、これはどこを受けているのかという辺りが、疑問に思われてもいけないので、再検討をさせていただきたいと思います。他どうですか。</p>
田中委員：	<p>前回の総合教育会議でも議論になりましたけど、中学校の校則の見直しという話は、加えないのかなと思いました。まだこれから具体的に始めていく段階ですので、それほど何か書けるということはないかとは思いますが、一応その動きとして事実としても、校則を見直していくという活動は、おそらく始まっていくわけですので、記録として残すという意味でも、加えた方がいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
教育長：	<p>校則の見直しというのは、今後も継続してやっていかなければいけない部分だとは思いますが、ここへ入れるとするとどこでしょうか。ちょうど東京都は、都立高校の校則を廃止するという全体的な取り組みが今なされているようでありまして。</p>
田中委員：	<p>一応これまでも、恒常的に校則というのはやってはいるでしょうけど、より積極的にというところがあるのかなと思いますので。どこにも当てはまると言えば、当てはまる気がしますけど。</p>
教育長：	<p>入れようと思えば、どこでも入るのだけれども、一番適切なところはどこか。そんなに長々と詳しく書かなくてもいいのだけれども、今もう始めているし、やっぱり今後も継続していく内容かなと思うものですから、何とかスペースがあれば、そこへ入れていけたらいいかなと思います。これちょっと検討させてもらいます。他はどうですか。</p>
教育長職務 代理者：	<p>2つお願いします。1つ目ですが、先ほどの学校間ネットワークですが、小規模校と大規模校の交流というものは、また違うものでしょうか。それを確認したいです。</p>
高木主幹：	<p>今、栗栖小と今井小は、交流も含めて、基本的には授業を一緒にやっています。そういったことで考えると、大きい学校とというと、例えば今井小だと城東小の6年生と、或いは栗栖小だったら北小の6年生と、何か繋がる要素はありますが、実際にやっているかどうかは、確認してないのでわかりませんけど。</p>
教育長職務 代理者：	<p>以前は中1ギャップを防ぐために、大規模校との交流ということをして、確かされていたはずなので、それが、こういう学校間のネットワークとはまたちょっと違うのかどうかというのが、聞いたかったことです。</p>
教育長：	<p>僕が城東中学校にいた時ですが、今井小学校も城東中学校へ来ますが、不登校の子は今井小の子が多かったです。数は少ないけれども、必ず学年に1人か2人いる。それで、同時に今井小学校に広瀬という校長がいましたけれども、彼は何かしなければいけないということで、</p>

	今井小の子を連れて、しょっちゅう城東小学校へ交流に出かけていました。そういうことを始めてから、そういった状況は全く解消されていきましたけど、それが引き続いて、今でも、今井小の子たちは城東小学校へ来てやっています。今ここで言ったように交流授業、交流活動というと、栗栖小、今井小に限らず、例えば、今井小と城東小、栗栖小と北小はあまり聞いたことないけど、やっていますか。
小倉委員:	文化事業というか、何か演劇を鑑賞するという時には、栗栖小からいらっしゃって、一緒に見たりしています。コロナで、今はないですけど。
教育長:	交流はしているということだね。これを見ると、栗栖と今井だけが交流事業をやっているようになってしまうから、ここら辺をもう少し含めて、検討させていただくということだと思います。
教育長職務代理者:	もう1つですが、中学校部活動指導者の派遣の吹奏楽部に関して、確か前回の定例教の時に、地域部活動推進事業ということで、国からの事業で指導員の派遣をされたという報告がありましたので、もしそういったことが記入できれば、国からの事業でやっているというのがわかると思いました。
高木主幹:	これについては、今年度、愛知県下で1市だけですが、犬山市は手を上げました。来年度も1市と聞いています。逆に言うと、これが対象になるかどうかというところがありますので、派遣しますと書いてはいけないかもしれないですね。
藤村補佐:	派遣はやると思いますけど、国の補助がもらえるかどうかはわからないということです。
教育長:	運動部のほうも、専門的なスポーツ指導者をすべての運動部に配置しますとありますが、国、県の補助どうこうということは、ここには書いてないですね。
藤村補佐:	実際に、国の補助金をもらっているのは14名で、補助金を受けるためには、直接雇用をしないといろいろ制限があるので、それに当てはまらなくて、継続的にやっていらっしゃる方は、前のままの委嘱状でお願いしている方もいます。46名指導者を配置しているのは事実ですが、補助金をもらっている、もらっていないは、ここには入れてないです。
教育長:	今、国の補助、県の補助あたりは、これもどうなるか不確定な部分があるので、多分、どこからお金が出ているかは別として、国、県、市、どこかは限らず、とにかく部活動の指導者を派遣しますという、大きな部分で書いてあるというふうに思います。
教育長職務代理者:	はい。ありがとうございます。
教育長:	他どうですか。ありがとうございます。今のご指摘いただいたことについては、また、事務局の方で検討をさせていただきたいと思いますが、もうお任せいただけますか。大まかにはもうお認めいただいて、あと細かな部分でご指摘いただいたことは検討させていただいて、ひょっとし

	<p>て、力不足の部分があって直っていないかもしれないですけども、ごめんなさいというしかないかなと思います。一応、定例教最後になってしまいますので、次にご覧をいただくのは4月の教育委員会に、これでいきますという形で出るとお思いますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では次へいきます。</p> <p>「青少年問題協議会報告会について」、事務局お願いします。</p>
日比野補佐：	<p>青少年問題協議会では、「多様な社会に生きるわたしたちの課題と対応 ～包括的性教育の理解を通して～」をテーマに、協議を重ねてまいりました。今回、提言をまとめましたので報告会を開催いたします。日時は4月27日10時から、場所は犬山市民交流センターフロイデ、内容は2部構成となっております。第1部では、青少年問題協議会委員からの報告を、第2部では、参加者の皆様との意見交換会を予定しております。定員は70名でございます。ご参加いただける方につきましては、4月11日9時から電話受付をいたします。委員の皆様でご参加いただける方におかれましては、文化スポーツ課の方までご連絡ください。</p>
教育長：	<p>これ2部構成ということですが、時間が10時から11時の1時間ですね。両方含めて1時間ですか。</p>
日比野補佐：	<p>はい、そうです。</p>
教育長：	<p>特に委員さんについては、出ていただかなければいけないということはないですが、犬山はこんなことをやっているということをご理解いただくような一つの機会かなと思いますので、また後ほど、ご都合はお伺いをしたいと思いますのでお願いします。では、次へいきます。</p> <p>「4月・5月の行事予定表について」、事務局お願いします</p>
長谷川主事：	<p>4月、5月行事予定表につきまして、資料No.7のとおりとなっておりますが、1点、訂正の方お願いします。4月13日水曜日ですが、1部文字が切れているところがありますので、確認をさせていただきます。2段目の括弧全学年、括弧、今井、栗栖、池野、東小となります。東が半分切れておりますので、東小の東となっております。以上です。</p>
教育長：	<p>4月、5月の定例教の日程も入っております。多分学校ごとには、もっともっと細かいいろんなことがこの4月、5月では行われると思いますけれども、教育委員さんにお伝えをしておいた方がいいだろうということについては、ここに含めて記載をしています。これについて、何か今の段階で聞いてみたいことはありますか。学校訪問はまだ入っていませんが、5月中旬ぐらいからですか。</p>
長谷川主事：	<p>はい。昨日、事務協で提案がありましたので、4月の定例教でお示しします。</p>
教育長：	<p>何かありますか。特にないようです。では、次へいきます。</p>
	<p style="text-align: center;">自由討議</p>
教育長：	<p>自由討議に移ります。発言はありませんか。</p>

○コロナウイルス感染症について

・法令上は感染症で出席停止にするかどうかは、各学校が学校医と相談の上という規則になっているが、実態はどのようなものであるか。また、学校医の方から情報提供があったり、そういうやりとりも日常的にされるものなのか。

・19条、20条と出席停止の措置はそれぞれあるが、いずれも全て学校医にはご相談をして、閉鎖等の判断をするようにと学校には伝えてあるので、必ず学校医が絡んでいるはずである。

・学校医の方から情報提供があるというよりは、学校側が相談を申し上げる方が殆どである。

・子ども達が陽性になったという報告は、保護者が自主的に学校に連絡をしないことには掴めない。教育委員会も学校から報告がないとわからない。

・子どもの体調に何か異変があったり症状があった場合、その保護者全員が正直に学校に伝えるわけではないと聞くので、学校が保護者からの情報だけでは十分に掴めてない時に、例えば近隣の医療機関からの情報や、何かやりとりが必要ではないかと思ひ、状況を伺った。

・大体は保護者の方は正直に報告していただいていると思うが、中には報告されない方もみえるといけないから、どこまで医療機関と連携できるか。個人情報ということもあって難しい扱いだが、今後いろんなことが想定されるので、連携を取っていく必要があると思う

・病院も守秘義務があるので、難しいところがあると思う。

・こういった状況はこれからもしばらく続くと思うので、他機関との連携も深めながら、コロナの対応していきたい。

・市のメールには、公立の幼稚園、未来園の感染の発表はあるが、私立幼稚園はないので、公立より私立のほうが安全というような保護者の誤解がある。

・公立はきちっと情報を伝えているが、私立の幼稚園については、きちっと情報が来ないので、不安だということにもなる。

・私立幼稚園と子ども未来課と連携を取るきっかけにしていけたらいいと思う。

○ICT教育について

・子ども達に配付されたタブレットについて、故障等問題はないか。

・毎月各校から故障、破損の届け出があるが、業者に代替機をもらって対応しているので、破損して修理に出している関係で、授業に支障をきたしているというような報告は、今のところは受けていない。

・紛失については、端末そのものの紛失というのは聞いてないが、一部充電ケーブルか何かその附属のもので、タブレットを持ち帰ったりしている中で、どこかへ行ってしまったというような届け出が1件あったのは記憶している。

・教育委員に同じタブレットを配付できないか。定例教の資料をデー

	<p>夕でいただければ、過去の資料も残っていくし、ペーパーレス化にもなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の予算の時期を過ぎていて、予算化はされていないので、来年度からすぐに配るのは難しい。来年度の実施計画で、予算を上げていくのが正しいやり方だと思う。 ・資料によっては、紙ベースのほうが見やすいものもある。 ・いろんなご意見があると思うが、取りあえずこんなご意見もいただいたということでお預かりをしておいて、令和4年度については、今までどおりの形でやっていただく。将来的にひょっとしたらそういう状況も頭に入れながら、対応できるところはしていくということで、受け止めさせていただきます。
	そ の 他
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	ありません。
	閉 会
教 育 長:	これもちまして、3月定例教育委員会を終了（11時44分）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 4月26日（火）10時 401会議室